



平成 22 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 アンリツ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一  
(コード番号 6754 東証第 1 部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
川辺 哲雄  
(TEL. 046-296-6507)

## 2015 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 7 日開催の取締役会において、2015 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）（社債額面金額合計額 100 億円）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景：当社グループの経営戦略】

アンリツグループは、進化を続ける情報通信の分野で日本・アメリカ・欧州に擁する開発拠点とグローバルな顧客サポート体制を基盤に、創業以来 110 年余りにわたり蓄積してきた“オリジナル&ハイレベル”な技術をコア・コンピタンスとするソリューションを提供し、安全・安心な社会の発展を支えています。

当社グループは、経営ビジョンである「衆知を集めたイノベーションで“利益ある持続的成長”を実現する」ため、創業 120 周年（2015 年 3 月期）Vision「Anritsu120」及び「Anritsu120」のマイルストーンとして、2013 年 3 月期までの中期経営計画「GLP2012」を策定し、その達成に向けて、次の事業戦略を推進してまいります。

#### ①計測事業

次世代携帯通信規格（LTE）や第 3 世代（3G）携帯端末の普及・拡大が期待されるなかで、LTE の研究開発用の計測ソリューションはもとより、モバイルブロードバンドや超高速バックボーン・ネットワークの統合と発展をリードする計測ソリューションを提供することにより収益拡大を図ってまいります。また、エレクトロニクス市場では、汎用測定器群の新製品投入、競争力強化等を通じて、シェア拡大を目指してまいります。

#### ②情報通信事業

IP ネットワーク技術をコアに、パートナーとの協業・協創による防災・減災関連ビジネス、金融・通信キャリア市場でのネットワーク関連ビジネスの拡大を目指してまいります。

#### ③産業機械事業

食品に対する安全意識が世界的に高まっているなか、異物検出技術をコアに、ASEAN、中国及びインドなどのアジア市場をはじめ海外市場での事業展開を推進するとともに、食品、薬化市場向けの新たな品質保証ソリューションの開発に注力してまいります。

当社グループは「Anritsu120」及び「GLP2012」の達成に向け、上記の施策を講じるとともに企業価値の最大化を目指すための財務戦略として、「財務基盤の強化」を掲げております。本新株予約権付社債は、ゼロクーポンにて発行することで金利コストの最小化を図り、金融収支を改善するとともに、時価を上回る転換価額を設定することで過度の希薄化を回避し、既存株主の皆様にも配慮した設計としております。また、本新株予約権付社債は、株式への転換促進効果を有する 130%コールオプション条項を付与することで、中長

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

期的な資本増強も期待され、当社にとって最適な資金調達手段と考えております。今回の本新株予約権付社債の発行は、当社の今後の成長戦略の加速とともに財務基盤の安定化に寄与し、中期経営計画「GLP2012」の骨子である成長事業での収益拡大と利益あるベースビジネスの拡大に資するものであると考えております。

#### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、平成24年3月末までに、「利益ある持続的成長」の実現に向けた計測事業等の競争力強化を目的として、主としてLTE市場をはじめとする成長分野への研究開発投資及び事業基盤強化のための設備投資にそれぞれ4,000百万円及び2,000百万円を充当し、残額については、有利子負債の返済に充当する予定であります。

#### 記

1. 社債の名称 アンリツ株式会社 2015 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債  
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の払込金額 本社債の額面金額の 100% (各本社債の額面金額 5,000,000 円)
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2010 年 9 月 28 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募集に関する事項
  - (1) 募集方法 Daiwa Capital Markets Europe Limited を主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場 (但し、米国を除く。) における募集。但し、買付の申込みは、条件決定日の翌日午前 8 時 (日本時間) までに行われるものとする。
  - (2) 新株予約権付社債の募集価格 (発行価格) 本社債の額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
  - (2) 発行する新株予約権の総数 2,000 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数。なお、各本社債 (額面 5,000,000 円) に対する本新株予約権の数は 1 個とする。
  - (3) 新株予約権の割当日 2010 年 9 月 28 日
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
    - (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
    - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たり} \times \text{処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
2010 年 10 月 12 日から 2015 年 9 月 14 日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。但し、(i) 下記 7.(3) (ロ) ①乃至⑥記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における 5 営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記 7.(3) (ロ) ③記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii) 下記 7.(3) (ロ) ⑦記載の本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が下記 7.(6) 記載の主支払代理人に預託された時まで、(iii) 下記 7.(3) (ハ) 記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iv) 下記 7.(3) (ニ) 記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2015 年 9 月 14 日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

但し、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京に

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

おける日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 151 条第 1 項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における 3 営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件 本新株予約権の取得事由は定めない。
- (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
- (10) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付 (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記 7.(3)(ロ)④(iv)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)（ハ）と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（但し、場合によりその 14 日後

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

以内の日) から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件等  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記 (イ) の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

## 7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 100 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
- (2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (3) 本社債の償還の方法及び期限
  - (イ) 満期償還  
2015 年 9 月 28 日 (償還期限) に本社債の額面金額の 100% で償還する。
  - (ロ) 繰上償還
    - ① 130%コールオプション条項による繰上償還  
2012 年 9 月 28 日以降、当社普通株式の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額 (以下に定義される。遡及的調整がある場合はこれを考慮する。) の 130% 以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知 (かかる通知は撤回することができない。) を行った上で、残存する本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% で繰上償還することができる。但し、当社が下記④乃至⑥に基づ

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

く繰上償還の通知を行った場合は、以後本①に基づく繰上償還はできなくなり、また本①に基づき既になされた通知の効力は消滅する。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記④乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合は、以後本②に基づく繰上償還はできなくなり、また本②に基づき既になされた通知の効力は消滅する。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記(8)(イ)記載の特約に基づく追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債の所持人は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債の所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(8)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(8)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記④乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合は、以後本③に基づく繰上償還はできなくなり、また本③に基づき既になされた通知の効力は消滅する。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ(i)当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に關す

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

る公的な又は司法上の解釈若しくは運用を考慮するものとする。) 、上記 6.(10)記載の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は上記 6.(10)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の 25 日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等(上記 6.(10)に定義する。)の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、(iv)上記株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない(理由の如何を問わない。)旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で(かかる通知は、当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日以降実務上可及的速やかに行うものとする。)、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(4)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする(但し、償還日が 2015 年 9 月 15 日から同年 9 月 27 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、取締役会の授権に基づき、上記 6.(4)記載の転換価額の決定と同時に決定する。「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (a) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)
- (b) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)

- (c) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)
- (d) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)
- (e) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をすする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④の手続が適用されるも

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

のとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦ 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2014 年 9 月 26 日に、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券（以下に定義する。）を所定の様式の償還通知書とともに下記(6)記載の主支払代理人に預託することを要する。

但し、当社が、上記①乃至⑥に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本⑦に優先して上記①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用されるものとする。

(ハ) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は消却のため当社に引渡すことができる。

(二) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、契約違反、当社又はその主要子会社についての元本 5 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(6)記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月円預金に係るオファード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(ホ) 償還場所

下記(6)記載の主支払代理人の所定の営業所において支払う。

(4) 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(5) 無記名式新株予約権付社債券 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。  
への転換請求の制限

(6) 新株予約権付社債に係る 支 払 代 理 人 The Bank of New York Mellon を主支払代理人とする。

(7) 新株予約権付社債に係る 名 簿 管 理 人 The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

(8) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特 約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、外債（以下に定義する。）について、(i)当該外債に関する支払、(ii)当該外債の保証に基づく支払、又は(iii)当該外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(a)本社債について、受託会社の満足する内容で、かかる外債、保証、補償若しくはこれらに類するその他の債務に係る上記担保と同順位の担保を提供し、又は(b)受託会社が、その完全な裁量において、本新株予約権付社債の所持人にとって著しく不利益ではないと判断し、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保若しくは保証を本社債にも提供する場合はこの限りでない。

本項において、「外債」とは、ある者が発行するボンド、ディベ

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

ンチャー、ノートその他これに類する証券のうち期間 1 年超のもので、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の 50%超が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集されるもので、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されているものをいう。

9. 上 場 取 引 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。
10. そ の 他 当社株式に関する安定操作取引は行わない。
11. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、当社代表取締役又は代理人による未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出、許認可の取得を条件とする。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1)今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、平成 24 年 3 月末までに、「利益ある持続的成長」の実現に向けた計測事業等の競争力強化を目的として、主として LTE 市場をはじめとする成長分野への研究開発投資及び事業基盤強化のための設備投資にそれぞれ 4,000 百万円及び 2,000 百万円を充当し、残額については、有利子負債の返済に充当する予定であります。

(2)前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3)業績に与える見通し

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社の業績に与える影響は軽微です。また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社の財務体質が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営方針の 1 つに掲げ、連結当期純利益の水準に応じて連結純資産配当率（DOE）を上昇させることを基本に、事業環境や次期以降の業績の見通しなど、諸般の事情を総合的に考慮して剰余金の配当を行う方針です。

(2)配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記の利益配当に関する方針に基づき、当社の経営環境及び業績等を総合的に勘案の上決定しております。

(3)内部留保資金の使途

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発や設備投資に活用していく方針です。

(4)過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
1 株当たり連結当期純損益	△30.60 円	△27.78 円	3.02 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	7.00 円 (3.50 円)	3.50 円 (3.50 円)	－円 (－円)
実績連結配当性向	－%	－%	－%
自己資本連結当期純利益率	△6.8%	△7.8%	1.0%
連結純資産配当率	1.6%	1.0%	－%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純損益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期の実績連結配当性向は、1 株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。また、平成 22 年 3 月期の実績連結配当性向は、配当を実施していないため記載していません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純損益を自己資本（期首の新株予約権控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権控除後の連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首の 1 株当たり連結純資産の部合計と期末の 1 株当たり連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

### 3. その他

#### (1)配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2)潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

#### (3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

##### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	567 円	286 円	240 円	372 円
高 値	609 円	369 円	438 円	581 円
安 値	270 円	172 円	236 円	319 円
終 値	278 円	233 円	360 円	525 円
株価収益率（連結）	—	—	119.21 倍	—

(注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成23年3月期の株価については、平成22年9月6日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成20年3月期及び平成21年3月期については、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成23年3月期については、未確定のため記載しておりません。

#### (4)ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、主幹引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社及び当社子会社の取締役及び従業員向けのストックオプションの付与、単元未満株主の買増請求による普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。